

○財務省告示第二百九十八号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平  
 成十五年四月二十一日に発行する利付国債の発行  
 条件等を次のとおり告示する。

平成十五年四月十七日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十八回）
二	発行の根拠	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項
三	法律及びその条項	十九年法律第六号）第五条第一項
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	日本郵政公社による国債の募集の取扱い及び取得による発行
五	発行金額	額面金額で二百億円
六	払込金額	二百一億三千四百万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九	発行日	平成十五年四月二十一日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円六十七銭
十一	利率	年〇・七パーセント
十二	経過利率の払込み	（一）日本郵政公社総裁は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについて、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

<p>十四 第二期以後の利子</p> <p>毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。</p> <p>平成二十五年三月二十日額面金額百円につき百円</p> <p>日本銀行</p> <p>平成十五年四月七日から平成十五年四月十五日まで</p>	<p>十五 償還期限</p> <p>平成二十五年三月二十日</p>	<p>十六 償還金額</p>	<p>十七 元利支額</p>	<p>十八 募集期間</p>
--	-----------------------------------	----------------	----------------	----------------

十九 弘 込 期 日 平 成 十 五 年 四 月 二 十 一 日